

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1864号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 特殊勤務手当に関する規則（規則第6-1313号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(社会福祉業務手当) 第18条 (略) 2 条例第19条第1項第2号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる勤務箇所に勤務する職員とする。 (1)・(2) (略) 3 条例第19条第1項第3号の人事委員会規則で定める職員は、女性福祉相談所に勤務する職員とする。	(社会福祉業務手当) 第18条 (略) 2 条例第19条第1項第3号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる勤務箇所に勤務する職員とする。 (1)・(2) (略) 3 条例第19条第1項第4号の人事委員会規則で定める職員は、女性福祉相談所に勤務する職員とする。

第2条 特殊勤務手当に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(防疫等作業手当) 第13条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる勤務箇所に勤務する職員及び任命権者が委員会と協議して定める職員とする。 (1) (略) (2) <u>福祉保健部感染症対策・薬務課</u> (3)・(4) (略) 2・3 (略)	(防疫等作業手当) 第13条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる勤務箇所に勤務する職員及び任命権者が委員会と協議して定める職員とする。 (1) (略) (2) <u>福祉保健部健康対策課</u> (3)・(4) (略) 2・3 (略)
(用地交渉手当) 第22条 条例第24条第1項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる勤務箇所に勤務する職員とする。 (1) (略) (2) <u>福祉保健部地域医療政策課</u> (3)～(5) (略)	(用地交渉手当) 第22条 条例第24条第1項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる勤務箇所に勤務する職員とする。 (1) (略) (2) <u>福祉保健部基幹病院整備室</u> (3)～(5) (略)

附 則

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。